

報 東 白 川

発行
岐阜県加茂郡
東白川村公民館
印刷
今井印刷所

動き出した『新農村計画』

全村あげていよいよ実施

現在の農村は曲り角に立っていると云われています。農業人口の多いわが国では、農村の在り方が国の在り方を大きく左右するので曲り角にきている農村の発展が、国家的な意味からも強く期待されています。

新農村計画とは、この様な背景の中から生れた農村の振興政策で、国がその地域を指定し、五カ年にわたる振興計画を樹てさせ、その発展を期するわけで、本村は、ことしその指定をうけ、こんご五カ年の振興計画によつて、新しい村づくりに乗り出しています。

この五カ年間の振興計画 円で行うことになりました。は、特産、畜産、林業、蚕業、土地改良、有線放送、農業センターの建設の七部とあります。

（特産） 白川茶の一大産地をめざして、新しく開畑新植五〇町歩、既耕地新植一〇町歩の集団茶園をつくり、生葉四五〇〇種の生産をはかるほか、共同集荷場、共同加工施設の建設等を行う。（事業費三千二百六十万円）

（畜産） 五カ年間に和牛二五〇頭を産するほか、稚畜共同飼育

「一」 県政に対する「ご注文は……」

ただいま県では、県内のみならず、県政に対する要望や意見を聞き、これを正しく県政に反映させ、みんなの納得のいく明い県政を進めるために「知事に手紙を出しましょう」月間を実施中です。

県政について、日頃気付いていられることや、知事に対する要望や意見がありましたら、手紙やはがきで松野知事さん宛に出して下さい。

〇期間～九月三十日まで
〇あて先 岐阜市司町
岐阜県知事松野幸泰
〇差出人の住所氏名は必ず書いて下さい。
〇封筒、はがきの表に必ず「文通」と書いて下さい。

施設二（六〇坪）の新設などを行い、収穫量の増収をを耕地の高度化による増産をはかる。（事業費四千八百六十万円）

（土地改良） 農道開発六、四〇〇米、用排水路三、五〇〇米の建設

（有線放送） 村内一戸を対象として、農事有線放送施設を行い、村の中央に二〇〇坪の農業センターを建設し、農業

集(茶)園造成に着手

事業費一、二五八万円

新農村計画の主体となつて村有地民有地初年度における五町歩の山林原野を新らしい特別助成事業で開墾しようとするものである五町歩の集茶園造成事業（神付地内）において、各関係者があつまつて、起工式が行われました。

これは、白川茶の発展工費で着手の運びとなりました。この集茶園の優良品種の切り換えに踏み

は、東白川村茶業振興会が事業切つたわけです。

なお、ことしの集茶園をつくる場所はつぎの四カ所です。

- （第一工区）所在地 神付（民有地）面積 一七反九畝三步
- （第二工区）所在地 神付（村民有地）面積 二反五畝三步
- （第三工区）所在地 黒淵（民有地）面積 三反四畝五歩
- （第四工区）所在地 栃山（民有地）面積 七反畝五歩



技術の普及、生活文化のための利用に供するほか、各種の会合や青年研修の場として利用する。（事業費六百萬五千万円）

以上のとおり、総事業費一億五千万円におよぶ一大事業が、こんご五カ年間にわたつて実施されるわけですが、これらの事業完了後には、現在にくらべて、年間約一億円の収入増加となり、農家一戸平均年間五十三万円、村全体で三億二千万円の粗収入を上げることになり、村の総力を結集して、この大事業に取り組むことになりました。

十月一日「国勢調査」

「調査にご協力下さい」

こんど、十月一日現在で全国一斉に「国勢調査」が行われます。

この「国勢調査」は、五年毎に行う国の基本的な調査で、わが国では大正九年に第一回調査が実施されて以来、ことしで九回目をむかえる古い歴史をもつています。

とくに今回は、大規模調査といつて、いままでより調査項目が多く、全部で二、三項目になっています。

税務署だより

◆お酒の購入は現金で

今後は、お酒の仕入や販売はすべて現金ですることになりました。申し上げるまでもなく、お酒の値だんの中には約六割の酒税がふくまれており、この酒税確保のために、やはり現金取引をしなければなりません。料理店等の大口の消費

◆印紙税を収めましょう

印紙税は税額が少ないうちめか皆さんの日常のお仕事に税金にかかわらず、ややおざりになされていると思われま

すでに実施の段階にはいつていますから、お酒はすべて現金で購入して下さるよう特にお願いします。

なおります。そこで次のことがらなど常に念頭においてあやまちのないようお願いいたします。

24名の調査員さまる

この十月一日現在で実施される「国勢調査」の調査員がこのほど任命されました。本村ではつぎの二十四人の調査員が決り、部落毎にそれぞれ調査にあたりま

- (大沢) 今井佳一、(宮代) 今井準、(下野) 今井八十己、(久須見) 古田勝利、(粕本) 栗本榎夫、(大口) 村雲寛、(西洞) 今井幹夫、(中谷) 田口芳宏、(加舎尾) 今井光彦、(平上) 今井寛、(平中) 古田芳一、(平下) 今井登、(下親田) 安江善、(上親田) 安江晴雄、(中通) 田口義則、(神付) 村雲忠夫、(曲坂) 今井良一、(日向) 安江友一、(陰地上) 安江浩、(陰地下) 村雲忠孝、(枋山) 安江一美、(黒淵) 安江真一、(大明神東) 田口迪夫、(大明神西) 田口政司

乗用、運搬は届け出てから

農耕用軽自動車(耕耘機)

近年、農村の近代化によつて動力耕耘機が著しく普及してきたのに伴い、これにリヤカーをつけ運搬車として広く使用されるようになりましたが、これら乗用装置又はけん引装置を有する動力耕耘機は「道路」又は「道路とみなされる場所」を運行する場合、その使用者は「道路運送車両法」の規定により、陸運事務所に届け出て車両番号の指定を受けなければ運行の用に

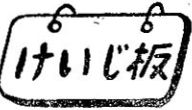
供してはならないことになつていきます。

当村内においても、未届(車両番号を表示せず)で運行しているものが見受けられますが、岐阜県陸運事務所長より指示がありましたので、該当者は次の事項を熟知の上早急に届出の手続をして下さい。

- 1、届出に必要な書類
- 2、販売証明書(メーカー又は販売店の証明)
- 3、自動車届出済証返納済確認証
- 4、軽自動車税申告書
- 5、検査結果票(運輸大臣の型式認定を受けたもの)

木材引取税

納税は早い方が得です



木材引取税の申告納入期限は、素材の引取りのあつた日の翌月七日です。期限を過ぎると税額のはかに、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、税額一〇〇円につき、日歩三銭の延滞金がかかります。

ひのき以外の針葉樹 二五二円
一立方米当り 二三四円
広葉樹 一立方米当り 一〇八円

杭木用材、バルブ用材については、別に割引した税率によることになつていますから役場へご相談下さい。

なお、申告用紙は、役場にありま

車型式認定」を受けた耕耘機は、その認定番号を届出書の該当欄に記入すれば、現車の審査を受けなくても車両番号を指定されます。

- 2、運輸大臣の型式認定を受けていない耕耘機は「道路運送車両法の保安基準」に適合しているかどうかを確認する必要がありますので、岐阜自動車検査場で現車について実地審査及び車台番号の打刻を受け検査結果票の交付を受けた後、書類を完備して陸運事務所に届出れば車両番号を指定されます。
- 3、型式認定を受けた耕耘機であっても、その大きさが型式認定を受けた標準車の寸法に比較して全長〇、四メートル、全巾〇、二メートル、全高〇、二メートル以上違つていたり別型式の耕耘機とみなされ、その認定は無効となります。
- 4、その他の手続使用停止、譲渡、構造変更等の場合も所定の手続が必要で

三、届出要領

岐阜県陸運事務所整備課
岐阜市吉野町四丁目
電話 岐阜〇八一八八

働く青年の育成を めざして

「青年建設班」を計画中

わが村の振興をめざして五カ年にわたる新農村計画が樹てられ、その事業遂行に大きな期待がかけられています。この新しい村の動きは、同時に人づくりが併行して行われてこそ、一層の成果が挙げられるのであつて、それこそは次代をになう農村青年の教育に俟つところ大であります。

前号でもお知らせしたようにつくり出そうと云うねらうに、本村で計画されているものと計画されており「農村青年建設班」は、今秋十一月初旬の結成をめその期待に応じて、青年たざして、近く設置要項を定ちが、生活、学習、勤勞の三めて、青年たちの参加を呼位一体化した共同生活の練びかけることになつていま成により、有為な青年を多す。

東白川村「青年建設班」設置要項

▽目的

1生活、青年の自治による合宿生活を通じて、高度な共同性を身につけ規則正しい生活態度を養う。

2学習、郷土の振興方策と青年の自立安定に必要な知識技術を習得する

3勤勞、青年が郷土愛に燃え、村の公共建設事業に参加することによつて、郷土の建設に寄与すると共に、正しい勤勞感を養う。

▽訓練期間

3健康体であつて、中程度以上の労働に耐え得る者。

▽運営および自治

1自治運営機構により、班員は、各委員会に属して責任を分担すると共に、つぎの日課にもとづいて規則正しい運営につとめる。

（自治運営機構）略

（日課）

六〇 起床

六五 朝礼点呼

六八 体操

七〇 清掃

七五 朝食

八〇 二時作業または学習

八五 夕食

九〇 入浴

九五 三時作業または学習

九八 夕食

一〇〇 入浴

一〇五 講話または自習（学習）

一〇八 点呼

一一〇 就寝、消灯

二期間中の生活費（主として副食費）は作業賃金でまかなう。（賃金は

一般労働者に準じ、作業の内容、時間から計算した正当な額を支給する）

▽学習

建設班の学習は、一週十二時間以上とし、期間中約百二十時間の学習を行う。

（講師）

村当局、農協、学校職員等をはじめ、村内学識経験者の中から依頼する。

▽作業

村が実施主体となつて行う分収造林事業および新農村計画にもとづく集団茶園造成事業に参加するほか、自家または部落の共同作業等を行う

また作業を通じて測量、設計肥培管理等の実際の技術を修得する。なお、この

計画によれば現在の青年団青年学級との関連を充分考慮し、建設班の学習は青年学級の環境として、他の青年との共同学習の場となつた青年班に参加できなかつた青年に短期（三日一週間）の宿泊訓練で建設班に合流させたりするなど、いろいろの配慮が払われています。

（講義科目）

一般村行政、村財政及び村経済、農協運営、農業経営一般、団体運営、郷土史、その他一般教養

（実習科目）

自動三輪車、耕耘機、石油ポンプ、測量技術の実習等。

（その他）

国民年金のしおり（拠出制）(4)

◆年金給付◆

四、遺児年金

(1)支給要件

次の要件に該当する父又は母の子であつて、その者の死亡当時それらと生計を維持し、かつ十八才未満であること。

(1)死亡日において、被保険者であつた父又は母

については、その被保険者期間が、障害年金支給要件の(1)の要件を満たしていること。(2)初診日とあるのは死亡日として読みかえる)

(2)死亡日において、被保険者でなかつた父又は母については、死亡日の前日において、老令年金支給要件に該当していること。

(2)年金額

保険料納付済期間に應じて、 1000×10000 。

(3)支給停止

(4)他の法令による、遺族補償が行われる場合は、全額を六年間。

(5)父の死亡により母が、母子年金の受給権を有する期間。

(6)二人以上の子の場合、

その子のうち一人以上の子が一年以上所在不明の時は他の子の申請により、その子の分をその期間。

(4)失権

死亡・婚姻・養子・離縁によつて死亡した父又は母の子でなくなつたときと十八才到達のとき。

五、寡婦年金

(1)支給要件

(2)次の要件に該当する夫の妻で、夫の死亡当時

夫によつて生計を維持し、かつ夫との婚姻関係が十年以上継続した

六十才未満の者。

(3)妻が六十才未満である時は、六十才に達した日の翌月から支給を開始する。

(2)年金額

老令年金額の二分の一

(3)支給停止

(4)他の法令による遺族補償が行われる場合は、全額を六年間。

(4)失権

(5)六十才に達したとき

(6)母子年金の(1)(2)のいずれかに該当したとき

このミ希望像ミは、少年少女に希望を……
と、その教育事業に一生を捧げられた故越原
春子女士の遺志によるもので、去る七月十六
日、学院側から越原公明氏夫妻、安江事務局
長、制作者高藤氏ら一行をむかえ、その除幕
式および受納式が行われています。